

容器保安規則等の一部を改正する省令等（案）に対する
意見公募の結果について

令和6年5月14日
経済産業省
産業保安グループ
高圧ガス保安室

令和6年4月12日（金）～令和6年5月11日（土）にかけて、容器保安規則等の一部を改正する省令等（案）に対する意見公募を行いました。その結果は、以下のとおりです。

1. 実施期間等

- （1）募集期間：令和6年4月12日（金）～令和6年5月11日（土）
- （2）実施方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）における掲載、窓口配布
- （3）意見提出方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォーム、郵送、電子メール

2. 御意見の総数

1件※

3. 提出された御意見及びそれに対する考え方

紙のとおり

4. お問い合わせ先

経済産業省 産業保安グループ 高圧ガス保安室
電話番号：03-3501-1511（内線 4951）

※意見提出件数は、総務省が実施する行政手続法の施行状況調査において指定された算出方法に基づく。

	提出意見	提出意見を考慮した結果
1	<p>別添 11 (組試験における膨張測定試験) 第 17 条第 1 項について、「容器は、<u>容器</u> (容器保護等装置を有するもの) については容器保護等装置を除く。以下この条において同じ。) <u>ごと</u>に、次項及び第 3 項によって膨張測定試験を行い、これに合格しなければならない。」とあるが、連結容器 (container with multiple permanently interconnected chambers) を液圧媒体で試験を行う場合、液の出し入れ乾燥に課題があり、UNR の COP 規定 (生産の適合性) は、「個々の圧力室 (チャンバ)」ごとに耐圧試験を行うことを許容していることから、「容器は、<u>容器</u> (容器保護等装置を有するもの) については容器保護等装置を除く。以下この条において同じ。) <u>ごと、又は連結容器のうち個々の圧力室ごと</u>に次項及び第 3 項によって膨張測定試験を行い、これに合格しなければならない。」とするべきではないか。</p>	<p>ご意見を踏まえ、別添 11 第 17 条第 1 項につき、以下、赤字・下線のとおり修正させていただきます。</p> <p>「容器は、<u>容器</u> (容器保護等装置を有するもの) については容器保護等装置を除く。以下この条において同じ。) <u>ごと</u>に、次項及び第 3 項によって膨張測定試験を行い、これに合格しなければならない。<u>ただし、連結容器については、圧力室ごと及び連結部品ごとに試験を行うことができるものとする。</u>」</p>